

27 太管第 6 号
平成 27 年 5 月 18 日

様

太宰府市長 芦 刈 茂

太宰府市情報公開決定通知書

平成 27 年 3 月 17 日付けで受理した異議申立てに対する決定を、平成 27 年 5 月 18 日に行いました。

よって、太宰府市情報公開条例第 14 条第 5 項の規定に基づき、あなたの請求に係る情報を公開することに決定したので通知します。

記

請求に係る 情報の内容	さいふまいの道沿道環境整備工事入札に係る予定価格 決定調書
情報の公開 を行う日時 及び場所	平成 27 年 5 月 18 日（月）14 時 00 分に、 （太宰府市役所 2 階 管財課）にお越してください。 なお、当日ご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を 電話等で所管課までご連絡ください。
所管課	総務部 管財課 契約係 （電話 092-921-2121 内線 590）



27 太管第 6 号
平成 27 年 5 月 18 日

様

太宰府市長 芦 刈 茂
(総務部管財課)



情報非公開決定の異議申立てに対する決定について (通知)

平成 27 年 3 月 17 日付けで異議申立てのあった「さいふまいの道沿道環境整備工事に係る予定価格決定調書」についての情報非公開決定処分については、別紙のとおり決定したので通知します。

決 定 書

異議申立人

住所

氏名

上記異議申立人から平成27年3月17日付けで提起のあった情報の非公開決定処分についての異議申立てについて、次のとおり決定します。

主 文

太宰府市長（以下「実施機関」という。）が平成27年2月26日付けで異議申立人に対して行った「さいふまいりの道沿道環境整備工事に係る予定価格決定調書」についての情報非公開決定処分（26太管第56号。以下「本件処分」という。）は、これを取り消し、全部公開します。

理 由

第1 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人からの「さいふまいりの道沿道環境整備工事に係る予定価格決定調書」の公開請求に対して、実施機関が行った非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 太宰府市は、体育複合施設新築工事入札に係る予定価格の公開を求める情報公開請求について、当初は「非公開」としていたが市民の異議申し立てを受け市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会の答申に基づき非公開決定を取り消し「公開」したものである。-----「平成27年2月2日付26太管第39号情報非公開決定の異議申立てに対する決定について（通知）」

しかしながら、さいふまいりの道沿道環境整備工事（落札金額、7,020万円）の予定価格については、非公開が決定され、その理由として「事後の入札において予定価格を類推されるおそれがあるため、公開できません」とのことである。

(2) この非公開決定理由は、体育複合施設新築工事における当初の「非公開」理由と同じであるが、審査会が当該工事について公開が妥当と答申した「施設内容や価格から、近い将来の類似案件は考えにくく、仕様や設計等が異なる公共工事の予定価格を類推できるとも考えにくい」との整合性がなく、齟齬を来していると言わざるを得ない。さいふまいりの沿道環境整備工事においても近い将来に類似案件が発生することは考えにくく、仮に発生したとしても工事の場所、時期、工法、資材の単価及び人件費等の条件が変わることから予定価格も変動すると考える。

なお、「7,000万円程度の建築一式工事の入札は本市において、たびたび実施していま

す」については、非公開の理由に該当しないと考える。

- (3) そもそも、情報公開制度の理論は、地方自治の主体である市民の知る権利を保証し、公正で開かれた市政を推進することにある。したがって、市民の知る権利を保証していくためには、非公開とする情報以外は市が保有する情報は積極的に公開するべきである。現に工事入札後の予定価格については金額の多寡にかかわらず、福岡市はもとより太宰府市の周辺自治体の筑紫野市、大野城市、春日市及び那珂川町、共に公表している。太宰府市のみが極めて限定的（原則非公開）であることから、太宰府市民だけが自分の住む市の工事の落札率を知ることができない。

審査会の答申の意義、真意はまさしく市民の知る権利の保証との観点からなされたものと解されることから、答申を狭義かつ限定的に解釈することなく、判断例を尊重し工事については原則公開を願いたい。

- (4) 今般の「さいふまいの道沿道環境整備工事」においては、事後の工事の予定価格が推測可能となるなどあり得ないことは明白である。したがって、実施機関は太宰府市情報公開条例第10条5項の適用を誤っていると考えますので、予定価格の公開を求めます。

第2 本市の主張の趣旨及び判断

1 本市の主張の趣旨

- (1) 事後の入札において予定価格を類推されるおそれがあるため、公開できません。

さいふまいの道沿道環境整備工事の落札金額は、7,020 万円でしたが、7,000 万円程度の建築一式工事の入札は本市において、たびたび実施しています。

2 本市の判断

本市は、本件異議申立てに対し、主文のとおり決定します。

決定の理由は、本請求に係る情報の内容は一度非公開決定を下したものの、その後、異議申立人 XXXXXXXXXX 氏以外にも多くの方々に関心を示している事項であり、公開することが妥当であると市としての判断を変更したためです。

平成 27 年 5 月 18 日

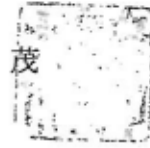
太宰府市長 芦 刈 茂



この決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成 27 年 5 月 18 日

太宰府市長 芦 刈



平成26年度起工

予定価格調書

契約番号 1410010072

件名 さいふまいりの道沿道環境整備工事

履行場所 太宰府市観世音寺1丁目1番1号

予定価格

70,284,240

(入札書比較価格

65,078,000)

最低制限価格

(消費税抜)

※ 最低制限価格を定める場合は予定価格の 90/100 から 70/100 の範囲内で定めること。(契約規則第10条)

予定価格を付した年月日

平成26年11月7日

(備考) 予定価格または最低制限価格の金額欄に決裁権者の検印を押印すること。

設計(見積)価格(税込) 73,984,320

入札結果調書

入札日時	平成26年11月7日(金) 11:00	入札場所	太宰府市役所2階入札室
契約番号	[1410010072]	事業担当課	総務部 公共施設整備課
件名	さいふまいの道沿道環境整備工事		
予算担当課	総務部 管財課		
契約の方法	指名競争		
落札業者名	下記落札決定業者		
契約額	70,200,000円(内消費税 5,200,000円)		

No.	業者名	1回目	2回目	3回目	摘要
1	0000015600 成光建設(株) 代表取締役 柳原 荘一郎	68,000,000	65,250,000		
2	0000021900 (株)小嶋建設 筑紫店 店長 石井 一人	68,700,000	65,300,000		
3	0000025300 (株)宝満建設 代表取締役 井上 正満	68,850,000	65,380,000		
4	0000035300 ナガタ建設(株) 代表取締役 永田 徹悟	67,700,000	65,250,000		
5	0000040400 眞鍋建設(株) 代表取締役 眞鍋 賢市	65,700,000	決定		
6	0000047200 (有)緒方建設 太宰府営業所 所長 緒方 梅記	69,000,000	65,400,000		
7	0000082300 大庭建設(株) 代表取締役 大庭 敬詞	68,950,000	65,350,000		
8	0000206400 (有)平生建設 代表取締役 平川 好文	68,300,000	65,400,000		